



KSK あまねだより

発行 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール3階
横浜市車椅子の会内

編集 あまね共同作業所

〒239-0805 横須賀市舟倉1-12-1
TEL 045-833-4035 FAX 046-833-4062
2022年11月27日 第467号(頒価20円)

40

YEARS

40年を迎えるにあたって



少しずつ春めてきました。4月入学式や入社式などで新しい出会いをされた方もいらっしゃると思います。思い出すと私も大学を卒業し、武山にある清光園に初めて勤務したのは今から45年前。ピカピカに輝いていたあの頃が懐かしいです。清光園を退職してすぐ日曜作業所をスタートしたのでこの4月で40年目になります。

「40年あつという間に過ぎた」というのが正直な感想です。ディズニーランドの開園と一緒に、テレビで「ディズニーランド開園40周年記念イベント」のCMが流れると、「あ～40年になるのだな」と実感させられます。この間、仲間の方やご家族の方を見送るなど、悲しい出来事も多く経験しました。私よりも若い仲間の方が病気で亡くなられた時は、「もっとたくさんの思い出を紡ぐことができたのに、何故もっと早くに体調の変化に気付くことができなかったのか…」と後悔が生まれます。40年の月日の中で仲間の方の様々な生きざまや多くの方の支援の在り方に触れ、たくさんの学びがありました。それは感謝しかありません。

40年の中で、一番印象に残っているのは、初めて利用者として迎えたダウン症の障害のあるYさんとMさんでした。今のダウン症の方は40代、50代は当たり前活動されていますが、私がこの仕事に就いた45年前は「ダウン症の方は20歳まで生きることにはできない」と言われていました。その時YさんもMさんも30代。家からほぼ出ることなく生活をされていたお二人が、「果たして作業所に来ることができるのか?」「作業所の中での活動ができるのか?」と私もご家族の方も心配されていましたが、蓋を開けてみると、今までの家だけの生活を感じさせないほど活動されると同時に、作業所の中でリーダーシップを発揮する存在となり、私やご家族の心配は杞憂に終わりました。

数字もお金のこともわからないYさんのお母様が倒れた時に、横須賀市の障害福祉課のケースワーカーを前にはっきりと「ここは自分の家なのでお母さんを待ちます」と伝え、ケースワーカーの方も本人の意思を尊重されて、ヘルパーを派遣することで、家事などできないことを補う提案をされ、実行に移されたときは、私自身横須賀市のケースワーカーの決断に目から鱗でした。何故ならば私自身は頭から「Yさんは一人暮らしはできない」と思い込んでいたからです。「どうしたら本人の思いに沿って支える仕組みを作り出すことが可能なのか?」この視点が欠けていました。大いに反省させられると同時に、以後私の活動していく上での指針になる出来事でした。

40年前の措置の時代から自立支援法・総合支援法になり契約に変わった段階で、福祉事務所のケースワーカーの権限も変化してきました。しかし、「障害当事者の願いをどう実現できるか」という想いを常に持ち続ける必要はあると思います。40年目を迎え、これからも多くの方に支えていただくことができるようにしたいと思います。変わらぬご支援をよろしく申し上げます。
(海原・記)



優生保護法の裁判・障害者65歳問題裁判各地で勝訴



国は「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」を目的に1948年から1996年まで優生保護法を実施していました。その間、障害者の方は本人の意思の確認もないまま強制不妊手術が実施されました。全国各地で優生保護法によって強制不妊手術をさせられた当事者の方が声をあげ裁判をおこしています。今まで憲法違反は認められたものの除斥期間に阻まれて、国の責任は問われませんでした。しかし、今回大阪高裁や仙台地裁で勝訴となり、損害賠償が認められました。

また、65歳問題で千葉地裁で敗訴し東京高裁に上告した千葉県の天海さんの裁判で、東京高裁は千葉市の裁判は違法との見解を示しました。障害者が65歳になると障害福祉サービスではなく介護保険を優先させる「介護保険優先原則」が存在します。しかし厚生労働省は自治体に「介護保険に一律に移行するのではなく個別事情を配慮するように」との通知をだしているが、自治体によって対応が異なります。憂慮すべき2つの裁判が勝訴となった意味は大きいと思います。



ヘルパー募集

あなたの『笑顔の力』を試してみませんか

知的に障害のある方々が生活を楽しむためにサポートをするお仕事です。
移動や外出の同行、身体介護（入浴・更衣・トイレ介助）や生活援助（調理・洗濯・掃除）を行います。

【給与】時給 1,071円 * 8時迄と18時以降 + 150円 身体介護 + 200円

【時間】8:00~19:00 * 都合の良い時間に1時間~OK

【資格】介護職員初任者研修（ヘルパー2級）

【待遇】交通費規程支給・処遇改善手当あり



賛助会にご協力をお願いします。



社会福祉法人あまねでは、利用者の方のニーズに対応し、事業の継続とより良い支援体制にしていくために、多くの方々に法人を理解いただき、賛助会員としてサポートをお願いしています。賛助会費は税額控除の対象になります。

ふきんとお茶販売のお知らせ

きょうされんふきん
750円(3枚一組)



静岡県牧の原産やぶ北茶
1,000円(200g)

ご注文はあまね共同作業所まで
☎046(835) 0723

資源回収ご協力 ありがとうございます

2月実施分は9454kg
奨励金は37,800円でした

次回日程は確認してください

4月の予定

4月 8日（土）資源回収（舟倉・久比里・若宮台）

4月 14日（金）資源回収（岩戸・池田町）

コロナウイルス拡大でグループ活動等は中止になっていますが、生活介護各事業所ではそれぞれ工夫を凝らして活動を実施しています。少しずつですが、販売の機会も再開されつつあります。コロナと共存し社会活動を活性化するための手立てを考えていくことが出来ればと思います。